○厚生労働省告示第百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十三年四月十二日　厚生労働大臣　細川　律夫

一　1　健康保険組合の名称　北海道林業健康保険組合
　　2　事務所の所在地　北海道札幌市中央区大通西十丁目四番地
　　3　設立事業所の名称及び所在地　北海道パーケット工業株式会社　北海道北斗市　外九十一事業所
　　4　認可の年月日　平成二十三年三月二十四日
二　1　健康保険組合の名称　宮城交通健康保険組合
　　2　事務所の所在地　宮城県仙台市泉区泉ケ丘三丁目十三番二十号
　　3　設立事業所の名称及び所在地　宮城交通株式会社　宮城県仙台市　外六事業所
　　4　認可の年月日　平成二十三年三月二十四日
三　1　健康保険組合の名称　広沢健康保険組合
　　2　事務所の所在地　茨城県つくば市寺具千三百九十五番地の一
　　3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社広沢製作所　茨城県つくば市　外十五事業所
　　4　認可の年月日　平成二十三年三月二十四日
四　1　健康保険組合の名称　シルバー精工健康保険組合
　　2　事務所の所在地　東京都新宿区上落合二丁目二十八番七号
　　3　設立事業所の名称及び所在地　シルバー精工株式会社　東京都新宿区　外一事業所
　　4　認可の年月日　平成二十三年三月二十四日
五　1　健康保険組合の名称　キンカ堂健康保険組合
　　2　事務所の所在地　東京都豊島区南池袋二丁目九番五号
　　3　設立事業所の名称及び所在地　野萩商事株式会社　東京都豊島区　外五事業所
　　4　認可の年月日　平成二十三年三月二十四日

○厚生労働省告示第百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十三年四月十二日　厚生労働大臣　細川　律夫

一　1　合併後消滅する健康保険組合
　　（一）　健康保険組合の名称　北都銀行健康保険組合
　　（二）　事務所の所在地　秋田県秋田市中通三丁目一番四十一号
　　（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社北都銀行　秋田県秋田市　外六事業所
　　2　合併後存続する健康保険組合
　　（一）　健康保険組合の名称　荘内銀行健康保険組合
　　（二）　事務所の所在地　山形県山形市北町一丁目三番十八号
　　（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社荘内銀行　山形県鶴岡市　外十事業所
　　3　認可の年月日　平成二十三年三月十六日
二　1　合併後消滅する健康保険組合
　　（一）　健康保険組合の名称　マイカルグループ健康保険組合
　　（二）　事務所の所在地　大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号
　　（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社マイカル　大阪府大阪市　外二事業所
　　2　合併後存続する健康保険組合
　　（一）　健康保険組合の名称　イオン健康保険組合
　　（二）　事務所の所在地　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
　　（三）　設立事業所の名称及び所在地　イオン株式会社　千葉県千葉市　外六十一事業所
　　3　認可の年月日　平成二十三年三月十六日
三　1　合併後消滅する健康保険組合
　　（一）　健康保険組合の名称　日立マクセル健康保険組合
　　（二）　事務所の所在地　大阪府茨木市丑寅一丁目一番八十八号
　　（三）　設立事業所の名称及び所在地　日立マクセル株式会社　大阪府茨木市　外七事業所
　　2　合併後存続する健康保険組合
　　（一）　健康保険組合の名称　日立製作所健康保険組合
　　（二）　事務所の所在地　東京都千代田区神田練塀町三番地
　　（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社日立製作所　東京都千代田区　外二百八十六事業所
　　3　認可の年月日　平成二十三年三月十六日
四　1　合併後消滅する健康保険組合
　　（一）　健康保険組合の名称　東セロ健康保険組合
　　（二）　事務所の所在地　茨城県古河市北利根九番地
　　（三）　設立事業所の名称及び所在地　三井化学東セロ株式会社　東京都千代田区　外五事業所
　　2　合併後存続する健康保険組合
　　（一）　健康保険組合の名称　三井化学健康保険組合
　　（二）　事務所の所在地　東京都港区東新橋一丁目五番二号
　　（三）　設立事業所の名称及び所在地　三井化学株式会社　東京都港区　外三十八事業所
　　3　認可の年月日　平成二十三年三月十六日
五　1　合併後消滅する健康保険組合
　　（一）　健康保険組合の名称　興人健康保険組合
　　（二）　事務所の所在地　東京都中央区日本橋室町四丁目一番二十一号
　　（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社興人　東京都中央区　外四事業所
　　2　合併後存続する健康保険組合
　　（一）　健康保険組合の名称　ダイヤ連合健康保険組合
　　（二）　事務所の所在地　東京都文京区西片一丁目十五番十五号
　　（三）　設立事業所の名称及び所在地　朝日機材株式会社　東京都墨田区　外百四十事業所
　　3　認可の年月日　平成二十三年三月十六日
六　1　合併後消滅する健康保険組合
　　（一）　健康保険組合の名称　ディーアンドエムホールディングス健康保険組合
　　（二）　事務所の所在地　神奈川県川崎市川崎区日進町二番地一
　　（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ディーアンドエムホールディングス　神奈川県川崎市　外十一事業所
　　2　合併後存続する健康保険組合
　　（一）　健康保険組合の名称　神奈川県電子電気機器健康保険組合
　　（二）　事務所の所在地　神奈川県横浜市西区南軽井沢十一番地一
　　（三）　設立事業所の名称及び所在地　栄通信工業株式会社　神奈川県川崎市　外百六十五事業所
　　3　認可の年月日　平成二十三年三月十六日